



知財マネジメント強化事業 実践支援取組紹介（４） プログラム等著作物の管理上の課題と指針の検討

国立研究開発法人 水産研究・教育機構
中村合同特許法律事務所 渡辺 光 弁護士/弁理士

農林水産省委託事業令和6年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進委託事業「知財マネジメント強化」

●事業概要

農林水産省「令和6年度みどりの食糧システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進委託事業『知財マネジメント強化』」（以下本事業）では、平成30年度より、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む国立研究開発法人、都道府県の公設試験場や農林水産技術会議事務局が直接又は間接的に委託等より実施する研究開発に参画する機関における適切な知財マネジメントの実施や知財マネジメント能力の向上に資するため、知財マネジメントに高度な専門知識を有する専門家による個別の助言活動と共に知財マネジメントの手引きの策定・普及活動を実施しています。

本事業では、令和5年度から知財マネジメントの実践に取り組もうとする公的研究機関を選定し、約5か月/1事業年度にわたって、専門家による重点的な支援を実施してきました。

本紙では、実践支援の取り組みの一部をご紹介します。これから知財マネジメントの実践に取り組む公的研究機関や公的研究機関を支援する専門家、支援機関の皆様にとって参考になれば幸いです。

●専門家紹介

中村合同特許法律事務所
弁護士/弁理士 渡辺 光

支援得意分野：特許法・商標法・意匠法等の産業財産法、不正競争防止法・独占禁止法、著作権法、エンタテインメント、知的財産権評価、産学連携・スタートアップ、ライセンス・共同開発、国際取引

●参加機関紹介

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

基本理念：水産物の安定供給と水産業の健全な発展に貢献するため、水産分野における研究開発と人材育成を推進し、その成果を最大化し、社会への還元を進めることを基本理念として活動を続けております。

▼ 事務所外観（専門家提供）



▼ 事務所ホームページ



▼ 機構ロゴ（水産研提供）



▼ センターホームページ



● 国立研究開発法人 水産研究・教育機構の支援ニーズ・課題

- 研究開発の成果として、日々多くのプログラム及びデータベース（以下、プログラム等）が得られているが、現状としては一部重要なプログラム等のみ当機構知的財産課で管理し、その他については創作した職員や職員が所属する組織で管理されている状態であり、「利活用方針や管理・普及方法について判断する統一的な指針」を示すことが出来ていない
- 機構に帰属するプログラム等の全体像を把握・整理する際に著作物性の有無の判断基準や収集すべき情報についてアドバイスをもらい、個別のプログラム等について、「利活用方針や管理・普及方法について判断する統一的な指針」を策定したい

● 専門家による支援の内容

- 当機構が作成したプログラム等著作物に関して洗い出された課題について当機構が検討する事項（組織的に検討すべき事項）と法律問題の整理が必要な事項に区分
- 課題の検討と並行して他機関におけるプログラム等著作物の管理について情報収集を行うためにヒアリングを企画・実施
- 抽出した課題ごとに、指針（下記例）を複数提示し、特に著作権法上のデフォルトルールではどの指針が適用されるかを整理
 - 「管理番号」に関する指針
 - 「創作年月日」に関する指針
 - 「著作物性」に関する指針
 - 「創作者」に関する指針

参考：第1回支援で整理した課題 ★：専ら機関決定事項 ●：法律問題の整理が必要

【プログラム等を作成する段階での課題】
・共同研究者等がいる場合、共同研究契約でどのような定めをしておくべきか ●

【プログラム等著作物・著作権の管理・普及に必要な一般的な事項に関する課題】
・どの段階でプログラム等が完成したとするか ★
・プログラムの1単位（著作権の成立単位）をどうするか（モジュール？1つの機能を備える複数モジュールの組合せ？）★
・どのようにプログラム等を特定するか（どの程度変更されたら複製物でなく別プログラムとするか？） ●
・著作者を誰にするか（プログラム・ソースコードを書いた者？アルゴリズム・仕様書・プロトコル等への貢献を考慮？） ●
・著作物性をどのように判断するか ●

【機構内で生じたプログラム等を把握する段階での課題】
・全体をどのように把握してリスト化するか（得られたプログラム等の全体像を把握する仕組みが必要？）★
・リストに含めるべき項目は何か（プログラムの名称、機能、著作物性、著作者、使用しているOSS、ver情報、目的、対象とする使用者、...）★

【プログラム等を普及する段階での課題】
・どのような基準でライセンス条件を選択するか（パブリックドメイン化、OSS化、all rights reserved、ダブルライセンス）★
・どのように公表するか（公表する場所は？、ライセンスはどのように開示する？）★
・どのように配布するか（ソースコード・実行ファイル・操作マニュアルをどうするか？）★
・普及する方法（ライセンス契約の条項、パブリックドメインとする場合の手順、OSSとして普及する場合の注意点）★
・プログラム等の利用に限らず使用も管理するか★

▲ 整理された課題（水産研提供）

● 取り組みの成果と今後の展望

- 抽出された課題に対する複数の指針とそれぞれのメリット・デメリットの整理
- 整理された指針について著作権法上のデフォルトルールではどれが適用されるかを確認
- 検討し切ることが出来なかった課題については、当機構内で考え方を整理していくことになるが、管理の目的と照らし合わせて対外的な納得が得られるような整理も必要になるため、アドバイスいただいた著作権のデフォルトルールを活用していく

● 関係者コメント

当初課題を整理する過程で、プログラム等について「統一的な指針」を決めることは可能なのかと疑念が沸き、方針転換して出来ることに取り組んだが、野心的な目論見だったこともあり、納得が得られる整理までには、さらなる検討が必要と考えています。



国立研究開発法人
水産研究・教育機構



渡辺弁護士/弁理士

プログラム等著作物を管理する上で、非常に多くの情報を整理する必要性を感じました。今回の取り組みでは、管理の基本となる一部の事項についてしか検討できませんでしたが、今後、各項目について検討を進めていけば、適切かつ効率的な管理が実現できるようになるのではないかと期待しています。

※本紙に関して支援先機関への直接のお問い合わせは控えていただきますようお願いいたします